

# 令和7年度定期監査報告書

令和7年11月27日提出

## 第1 監査の内容

本監査は、老岐市監査基準及び全国都市監査委員会が定める都市監査基準に準拠し、監査の実施方法等の監査計画を定め、老岐市一般会計及び特別会計の財務に関する事務の執行並びに経営に係る事業管理について、地方自治法その他関係法の定める内容等に基づき監査した。

## 第2 監査の種類

定期監査【前期】

## 第3 監査の対象

令和6年度・令和7年度（9月末日まで）の老岐市一般会計及び特別会計

## 第4 監査の着眼点（重点項目）

1. 市単独の補助金・助成金について
2. 税（延滞金含む）・使用料等の収納状況及び未収金について
3. 資金前渡（光熱水費・電話料等）の処理状況について
4. 歳計外現金の取扱いについて
5. 工事及び委託契約の締結状況について
6. 繰越事業の発注等進捗状況について
7. 庁用車の運行管理について
8. 職員の勤務状況について
9. 指定管理者制度導入施設について 老岐市ケーブルテレビ施設
10. 備品管理について
11. 施設等の状況について

## 第5 監査の実施内容

1. 監査基準日 令和7年9月30日
2. 実施期間 令和7年11月4日から11月13日までのうちの6日間
3. 場所 市役所郷ノ浦庁舎第2応接室、市役所石田庁舎応接室  
現地監査対象の学校等各施設
4. 従事した監査委員 吉田 泰夫、殿川 穂、左野 健治
5. 監査の手続 被監査部署へ提出及び提示を求めた資料及び書類について、財務に関する事務の執行状況、事業の管理状況が、法令等に適合し、正確かつ効率的に執行されているか、例月検査の結果、前回までの監査等で指摘等を行った事項の是正等の確認に主眼をおき、関係職員からの説

明または報告を求め、必要に応じ、関係諸帳簿及び証憑書類と照合等の手続きをとり、試査により実施した。

## 6. 監査の実施日及び被監査部署

実施日	被監査部署
11月4日	総務課・選挙管理委員会事務局、保護課、財政課、子育て支援課、郷ノ浦支所
11月5日	観光課、市民福祉課
11月7日	文化スポーツ振興課、一緒に推進課
11月11日	地域共創課、税務課、会計課、柳田事務所、渡良小学校、郷ノ浦幼稚園
11月12日	農林課、商工振興課、農業委員会事務局、筒城地区公民館、観光交流館
11月13日	石田支所、水産課、芦辺港ターミナル等

## 第6 監査の結果

### 1 意見等

令和6年度及び令和7年度（9月末日まで）の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適法、適正かつ効率的に執行されているかについては、法令、条例等に違反する重大な事実は認められなかった。

一方、調達及び支出負担行為の遅延、一部不適正な処理などが見受けられたので、内部統制の強化に努められたい。

補助金等交付事務については、定期監査の重点項目としているが、今回の監査においても見直し等検討を要する事項が見受けられた。

補助金は、社会情勢の変化や市民の行政ニーズに的確に対応するために、絶えず必要性が検証・見直しされるべきであり、公金である以上予算執行において常に適正化が求められるものである。

補助金の支出に関しては、当然会計年度独立の原則が適用される。地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。）第143条第1項第5号の規定により、交付対象団体の事業の完了後支出する補助金は、当該事業の履行があった日の属する年度に支出すべきものであり、当該年度事業に対する補助金の支出は原則当該年度のみである。

しかし、交付対象団体の収支決算書において、当該年度に収支残額が発生したにもかかわらず、次年度会計に繰越して経理されているものが見受けられたので、補助金に対する収支残額は当該会計年度において精算戻入処理を徹底されたい。

また、被監査部署における事務の執行について、「2 指摘事項等」のとおり、是正または改善を要する事項が見受けられたので、適正な事務の執行に努められたい。なお、軽微な事項については、監査実施時に口頭等で改善を求めた。

## 2 指摘事項等

### (1) 総務課・選挙管理委員会事務局

#### 【指導事項】

老岐市災害資金貸付基金の償還において、2件、291,000円が長期の延滞金となっているので、回収整理に努めること。

### (2) 保護課

#### 【指導事項】

生活保護扶助費返還金（過年度分）4,914,015円、生活保護扶助費徴収金（過年度分）19,437,550円、生活保護費返納金（過年度分）649,816円の回収整理に努めること。

### (3) 子育て支援課

#### 【指導事項】

保育所利用料未収金過年度分371,410円、一時預かり等保育料過年度分54,800円、児童扶養手当未収金過年度分2,391,310円の回収整理に努めること。

#### 【意見】

保育所において、毎月必要するビニール袋の購入に要する費用に対し「老岐市使用済紙おむつ自園処理手数料補助金」が交付されているが、毎月一定数量のビニール袋の購入費用は少額で、毎月申請し交付する事務処理は非効率である。四半期ごと、半年ごと等、期間を区切って処理する方法を検討されたい。

### (4) 観光課

#### 【意見】

- ① 廃止海水浴場（里浜、大島）に付随するトイレの維持管理や周辺環境管理費用が支出されているが、付随施設も閉鎖、また周辺環境管理においても最低限の維持管理とすべきと考える。
- ② 「老岐の島ふるさと花火補助金」について、決算書において116,853円の収支残額が発生している。補助金以外の寄付収入、雑収入等の収入があることから、十分検討したうえで収支残額を精査し、精算戻入処理をすべきと考える。

### (5) 市民福祉課

#### 【指導事項】

災害援護資金貸付金滞納額271,570円の回収整理に努めること。

#### 【意見】

各町民生委員児童委員協議会に対して活動費補助金を交付しているが、当該協議会の財源は、県補助金・市補助金のみであり、慶弔費、見舞品、懇談会費（一部）等の支払いは適切でないため精査が必要であると考え。

### (6) 文化スポーツ振興課

#### 【意見】

老岐市及び旧4町に対するスポーツ協会補助金、市内各地区に対するスポーツ行事奨励補助金の決算書において、補助対象経費と補助対象外経費の区分が明確でないものが見受けられた。補助金以外の収入も勘案し、収支残額がある場合は精査のうえ、精算戻入処理を適正に行われたい。

### (7) 地域共創課

#### 【指導事項】

「老岐市ふれあい交流事業補助金」は、令和6年度定期監査の結果に基づき、補助金交付要綱の改正等を行い、事業の適正化を図られていると解するが、実績報告書の摘要欄には具体的に費用項目とその金額を内訳表示するよう補助金交付団体に指導のうえ、内容審査の徹底を図ること。

### (8) 税務課

#### 【指導事項】

市税・国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の滞納繰越分の未収金の縮減に努めること。

### (9) 農林課

#### 【指導事項】

- ① 農地等災害復旧費受益者分担金未収金（滞納繰越分）2件、159,817円の回収整理に努めること。
- ② 堆肥売払未収金（滞納繰越分）3件、79,260円、堆肥センター利用料未収金（滞納繰越分）2件、11,340円の回収整理に努めること。
- ③ 農業機械銀行使用料未収金（滞納繰越分）6件、591,390円の回収整理に努めること。

#### 【意見】

「老岐市認定農業者協議会補助金」については、自主財源を勘案し、市補助金の算定の見直し等を図られたい。

### (10) 商工振興課

#### 【意見】

「老岐郷ノ浦祇園山笠振興会事業費補助金」については、補助対象経費が不明瞭であるため、要綱等を作成し基準を明確にされたい。

## 第7 措置状況について

監査の結果に基づき措置を講じた場合（指導事項のみ）は、令和8年5月26日（火）までに報告し、未措置事項がある場合には、併せてその理由書も提出されたい。